

# 税務調査についての 10の心得

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう



7 承諾なしの  
侵入は違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入  
ることは違法です。事務所、工場、店内、ま  
して自宅で一人歩きなどさせないこと「令  
状なしで侵入、捜査及び押収を受けること  
はない権利」(憲法35条・住居の不可侵)



1 自主申告は  
権利

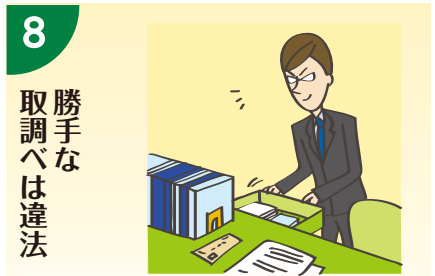
自主申告こそ納税者の基本的な権利  
です

(国税通則法16条)



4 信頼できる  
立会人を

納税者の権利を守るために、調査に  
応じるときは信頼できる人の立会いの上  
です。 「立会理由の青色  
取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決  
1993年2月23日に確定)



8 勝手な  
取調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書  
類などを調べることであり、承諾なしに勝手  
に引き出しをあげたりする調査は違法。(北  
村人権裁判・大阪高裁判決。1988年3月19日に確  
定) また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさ  
せないこと



2 相手の  
身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)・質問  
検査章を出させて相手の身分を確認する  
こと(国税通則法74条13)



5 調査理由を  
確かめよう

どんな理由で何の調査で来たのか  
理由を確かめること。「調査理由を  
開示すること」

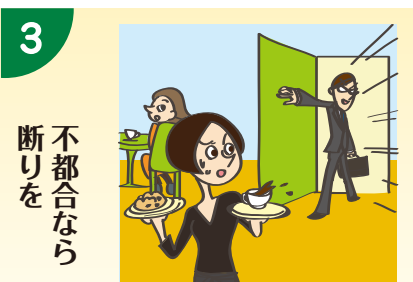
(憲法13条・31条。第72回国会で請願採択・  
1974年6月3日)



9 承諾なしの  
反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行な  
どの調査は断ること。「反面調査は客  
観的にみてやむを得ないと認められた  
場合に限って行う」

(国税庁の税務運営方針)



3 不都合なら  
断りを

事前通知を行うことが法定化されまし  
た。調査の日時、調査の場所について都  
合の悪いときは日を改めさせることが  
できます。事前通知のない調査のときはそ  
の理由を確認すること(国税通則法9。  
憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)

(憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)



6 調査は  
目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させる  
こと。「資料の提供を求めたりする場合  
においても、できるだけ納税者に迷惑を  
かけないように注意する」

(憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)



10 印鑑は命

印鑑は命。税務署員に『押印』を求め  
られた場合、修正申告書に限らずどんな  
書類(聴取書など)でもその場ですぐ押  
さず、よく考えてからにすること

(公務員の職権乱用罪・刑法193条)